

分類記号	A 3 - 1 - 2 - 6	
保存期間	常(0)年	年 月 日まで

国搜第150号
組対第352号
総第735号
務第685号
生総第519号
地第411号
刑総第845号
交企第684号
備総第681号
令和元年 9月 2日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

在留外国人等総合対策推進要領の制定について（通達）

この度、県警察においては、在留外国人等総合対策を推進するため、「岐阜県警察在留外国人等総合対策要綱」（令和元年9月2日付け国搜第149号ほか）を制定したものであるが、総合対策の具体的推進要領について、別添のとおり「岐阜県警察在留外国人等総合対策推進要領」を定めたので、効果的な諸対策の推進に努められたい。

別添

岐阜県警察在留外国人等総合対策推進要領

第1 目的

この要領は、新たな在留資格の導入による外国人労働者の受け入れ等により、今後、県内の在留外国人等が増加する実態を踏まえ、在留外国人等が文化、言語、生活習慣等の相違により、地域社会から孤立化することで、外国人犯罪組織への浸透及び犯罪の加害者や被害者となることの防止等を図るため、関係部門や関係機関等が連携して在留外国人等総合対策（以下「本対策」という。）を推進するための必要な事項を定めることを目的とする。

第2 推進事項

1 各種警察活動の推進

警察が行う防犯・交通安全についての広報啓発活動、通訳人を帯同した巡回連絡、自主防犯団体との合同パトロール、犯罪の取締り、災害対策、テロ対策等の各種警察活動は、在留外国人等に係る犯罪被害の防止や犯罪組織等の浸透の防止等に効果的であることに加え、在留外国人等を孤立化させることなく、社会を構成する一員として受け入れていくとの観点からも効果的である。これらの活動は、外国人コミュニティに対する実態把握や、事件情報収集等の絶好の機会であることを認識した上で、各部門が横断的に各コミュニティの実態に即した取組を推進する。

2 関係行政機関等との連携

関係行政機関等の実施する各種取組に警察として必要な協力をを行うなど、関係行政機関等との連携を図るとともに、各種取組で得られた外国人犯罪等に関する情報提供等の授受に努める。

3 実態把握の推進

実施すべき取組の具体的な内容、時期、方法等の選択及び決定が適切に行われるよう実態把握を着実に推進する。また、外国人コミュニティの実態は、社会経済状況等の変動に伴って常に変化するものであることから、部門間の連携、関係行政機関等との連携に配意しつつ、外国人コミュニティ及びそのネットワークについて着実に実態把握を推進し、犯罪組織等の浸透の予兆等を把握した場合には、早期に浸透を防止するように努める。

4 違法行為に対する厳正な取締り

各種警察活動を通じて外国人コミュニティの実態解明等を行い、犯罪情報や治安の阻害要因となる情報の入手に努めるとともに、違法行為を認めた場合は、関係法令を駆使して積極的な事件化に努めるなど厳正な取締り等を行う。

5 職場教養の実施

本対策が将来に向けた重要な治安対策であるとの認識の下、外国人コミュニティの情勢や安全確保のために必要な警察活動について教養を行うとともに、効果的な活動を推進するため自所属の取組について情報共有を行う。

第3 運用上の留意事項

- 1 本対策等で得られた外国人コミュニティ等の情報は、組織全体での情報共有に努めること。
- 2 本対策の実施に当たっては、在留外国人等総合対策における推進事項例(別表)を参考にするとともに、警察本部関係所属と緊密な連携を図り、管内の情勢に応じた効果的な取組を推進すること。
- 3 本対策を推進することは、それぞれの取組の本来の効果に加え、外国人が、日本で円滑な日常生活を営むために必要な能力を高め、日本社会に受け入れられているという意識を持つ上でも効果的であることを認識すること。
- 4 外国人児童等に対する取組は、本人の安全意識及び共生意識を芽生えさせるだけでなく、その保護者や外国人コミュニティに対しても波及するなど大きな効果があることから積極的に推進すること。
- 5 本対策において得られた情報等にあっては、組織的な保管管理と保秘の徹底に努めること。

第4 表彰又は賞揚

年間を通じて、本対策を効果的かつ円滑に実施していると認める警察署又は功労のある職員については、表彰の上申又は賞揚の検討を行うこと。

附 則(令和元年9月2日付け国搜150号等ほか)
この要領は、令和元年9月2日から施行する。

別表

在留外国人等総合対策における推進事項例

区分	具体的取組
各種警察活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・通訳人を帯同した巡回連絡 ・外国人に対する110番通報講習 ・外国人に対する交通安全教室の実施 ・外国人に対する防犯指導及び薬物乱用防止方策の実施 ・外国人に対する災害対策及びテロ対策普及活動の実施 ・外国人非行少年に対する非行防止活動の実施 ・自主防犯団体との合同パトロール ・外国語版広報誌、掲示板、回覧板等の活用 ・外国人に対する相談体制の整備 ・刑事手続等の理解に資する情報の提供 ・日本警察の理解に資する情報の提供
関係行政機関等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村担当部署との連携 ・関係行政機関等と連携した訓練・イベント ・在留外国人等が多く集住する地域、在留外国人等が多く所属する企業及び学校等並びに在留外国人等が多く集まる繁華街及び商業施設等の代表者及び担当者との連携
実態把握の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人が多く居住する地域に関する情報 ・外国人が多く所属する企業及び学校に関する情報 ・外国人が多く集まる繁華街及び盛り場等に関する情報 ・外国人が経営又は多く集まる商業施設（飲食店、酒類提供飲食店、深夜営業店、食料品販売店等）に関する情報 ・ヤードに関する情報 ・偽装結婚、地下銀行、旅券等偽造、不法就労助長などの犯罪インフラ事犯に関する情報 ・外国人コミュニティ及びネットワークに関する情報 ・外国人コミュニティに介入する日本人の情報等
職場教養の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人の特性、言語等に対する理解を深める共生に向けた教養 ・通訳人等を交えた外国人に対する職務質問訓練 ・外国人に係る拾得物受理等各種手続に関する対応